4.5.7 油圧装置 4.5.8 操作装置 4.5.9 安全装置 4.5.10 車体関係	⑴　パワー・ショベル系機体		別表第３の「3.1　パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式のものに限る。）」又は「3.2　パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　クレーン系機体	a　上部旋回体	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		b　下部走行体（クローラ式のものに限る。）	別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		c　下部走行体（トラック式のものに限る。）	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		d　下部走行体（ホイール式のものに限る。）	別表第１の「1.6　下部走行体（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　給油脂		別表第２の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.5.11 総合テスト			走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.6　アース・ドリル（油圧式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置			検　査　方　法	判　定　基　準
4.6.1 原動機	ディーゼルエンジン		別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.6.2 動力伝達装置 4.6.3 走行装置 4.6.4 制動装置	⑴　上部旋回体		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　下部走行体（クローラ式のものに限る。）		別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.6.5 作業装置	⑴　ドリル装置	a　アースドリルバケット（拡底バケットを含む。）	①　亀裂及び損傷の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい損傷がないこと。
			②　爪及びシャンクのがた及び摩耗の有無を調べる。	②　著しいがた及び摩耗がないこと。
			③　底蓋開閉装置の作動の適否を調べる。	③　正常に作動すること。
			④　底蓋の損傷の有無を調べる。	④　著しい損傷がないこと。
			⑤　サイドカッターの摩耗の有無並びに取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑤　著しい摩耗並びに取付けボルトの緩み及び脱落がないこと。
			⑥　ラッチキーパー及びラッチバーの摩耗の有無を調べる。	⑥　著しい摩耗がないこと。
			⑦　レバー及びピンの損傷及び摩耗の有無を調べる。	⑦　損傷及び著しい摩耗がないこと。
			⑧　ジョイントピンの損傷及び曲がりの有無を調べる。	⑧　損傷及び著しい曲がりがないこと。
			⑨　拡大翼の変形及び摩耗の有無を調べる（拡底バケットに限る。）。	⑨　著しい変形及び摩耗がないこと。
			⑩　カッターの摩耗及び割れの有無を調べる。	⑩　著しい摩耗及び割れがないこと。
		b　ケリーバー	①　損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。	①　損傷、著しい変形及び摩耗がないこと。
			②　緩衝用ボルトの損傷及び曲がりの有無を調べる。	②　著しい損傷及び曲がりがないこと。
			③　緩衝用ばねの損傷及びへたりの有無を調べる。	③　損傷及びへたりがないこと。
			④　緩衝用ナットの緩みの有無を調べる。	④　緩みがないこと。
			⑤　ストッパーの損傷及び変形の有無を調べる。	⑤　損傷及び著しい変形がないこと。
			⑥　回転継手の回転の状態を調べる。	⑥　円滑に回転すること。
			⑦　回転継手からの油漏れ及び取付けピンの緩みの有無を調べる。	⑦　油漏れ及び取付けピンの緩みがないこと。